

における質疑等を勘案して作成したものでありますから、その趣旨については改めて御説明するまでもないと思存しますので、この際省略させていただきます。

何とぞ全会一致の決議案に御賛同くださるようお願いする次第であります。

○伊藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

愛野興一郎君外四名提出の動議のとおり本件に附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

この際、村上郵政大臣及び小野日本放送協会会長から発言を求められておりますので、これを許します。村上郵政大臣。

○村上郵政大臣 本件に関しましては、慎重なる御審議の上、ただいま御承認いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの附帯決議につきましては、政府といえども、今後放送行政を進めるに当たりまして、御趣旨を十分尊重してまいりたいと思存いたします。

○伊藤委員長 小野日本放送協会会長。

○小野参考人 ただいま昭和五十一年度NHK収支予算、事業計画並びに資金計画につきまして講場一致をもって御承認をいただきました。まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

特にいまNHKは非常にむずかしい関頭に立っております。いわゆる一つの試験台の上に立たされておられるものがございます。このような場合に当たりまして、御審議中に賜りました貴重な御意見、特に予算の御承認に伴いまして付せられました附帯決議、それぞれまことにとてもな条件でございます。私どもは例年の付帯条件とは格

段の意味を持つておるものと解しております。その御趣旨を十分に経営に反映いたしまして、御期待にこたえてまいりたいと思存しますので、どうぞよろしく今後とも御指導を賜るようお願いを申し上げます。

どうもありがとうございます。

○伊藤委員長 なお、ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 この際、公衆電気通信法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を議題といたします。

順次、提案理由の説明を聴取いたします。村上郵政大臣。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村上郵政大臣 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日本電信電話公社の経営状況にかんがみまして、その財政基盤の確立を図るため、電報電話料金を改定すること等を内容とするものであります。

日本電信電話公社は、発足以来数次にわたる五年計画を実施し、加入電話の増設を重点に電信電話サービスの拡充、改善を図ってまいりましたが、この間、技術革新の成果を生かすとともに経営の合理化により電報電話料金を極力据え置いてまいりました。

しかしながら、近年における人件費の大幅な上昇等により、日本電信電話公社の経営状況は急速に悪化し、昭和四十九年度決算におきましては約一千七百五十億円の欠損金を計上するに至り、五十年度におきましても欠損金は三千億円を超えるものと見込まれ、今後一層の経営努力を期待するとしても、五十一年度から五十三年度までの三年間の収支を見通しますと、さらに大幅な欠損の生ずることが予測されるところであり、このまま放置すればきわめて憂慮すべき事態に立ち至るものと考えられます。

このような状況から、このたび電信電話事業財政の健全化を図るため、公衆電気通信法を改正して電報電話料金を改定することとしたものであります。

改正案の主な内容は、第一に、通常電報料について、基本料は二十五字まで百五十円を三百円に、累加料は五字まで二十円を四十円に改定することとしております。

第二に、電話使用料について、度数料金局に収容されている加入電話の場合は二倍に、定額料金局に収容されている加入電話の場合は一・五倍にそれぞれ改定することとしております。

なお、昭和五十一年度中は、暫定的に電話使用料の改定幅を平年度の二分の一にとどめることとしております。

第三に、加入電話から行う自動通話の度数料について、七円を十円に改め、また、これに準じて手動通話の通話料を改定することとしております。

第四に、設備料について、一加入電話ごとに、単独電話は五万円を八万円に改め、その他は電話の種類に応じ単独電話に準じて改定することとしております。

第五に、公衆電話料について、おむね加入電話からの通話料と同額に改定することとしております。

以上のほか、電報電話業務の合理化を図る等のため報道電報、報道無線電報、至急電報及び予約通話の廃止、国際通話料滞納者に対する措置の強化、その他所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十一年六月一日からといたしております。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便貯金会館は、郵便貯金の周知宣伝を行う施設として、すでに全国十一カ所に設置されておりますが、この法律案は、これらの郵便貯金の周知宣伝の施設を、広く国民の利用に供し、効率的な運営を図り、もって郵便貯金の普及に資するため、郵便貯金法について所要の改正を行おうとするものであります。

郵便貯金会館のあり方につきましては、さきの通常国会において、御指摘があり、今国会を目的に必要な法的措置を講ずる旨、政府としての見解を表明していたものであります。

この改正の内容は、郵政大臣が、会議、集会、その他多数の者の利便を図るための設備を備えた施設を設置することができることとし、その施設の運営を、郵政大臣の認可を受けて設立される郵便貯金振興会に委託するものとすること、及び郵便貯金振興会の設立等についての所要の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便切手類及び印紙の売りさばき人に対して支払う現行の売りさばき手数料の率は、昭和四十九年一月に改正されて今日に至ったものであります。が、その後における人件費等売りさばきに要する経費の増加等を考慮いたしまして、適正なものに改めようとするものであります。

改正内容は、売りさばき人の買い受け月額のうち、一万円を超え五万円以下の金額に対する手数料の率を百分の七から百分の九に、五万円を超え十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の六から百分の八に、十万円を超え二十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の二・五から百分の四にそれぞれ引き上げるとともに、買受月額一万円に満たない場合または買い受けをしなかった場合には、月額一万円の買い受けをしたものとみなして手数料率を適用しようとするものであります。

この改正によりまして、買受月額二十万円以下の売りさばき人はもちろん、二十万円を超える売りさばき人につきましても、買受月額のうち二十万円以下の金額に対する手数料は増加することとなります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十二年一月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本

日は、これにて散会いたします。
午前十一時三十一分散会

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第十三条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特別電報 利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

第十三条第二項を削る。

第十四条を次のように改める。

(電報の伝送及び配達)の順序

第十四条 電報の伝送及び配達の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に、「六月以内の期間を定めて」を「六月以内で公社が定める期間(その加入電話に係る料金を支払わない場合にあつては、その料金が支払われるまでの間)」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

2 公社は、前項の規定による国際通話の取扱いの停止後三月を経過してもなおその料金が支払われないときは、公社にその加入電話の通話を停止する措置を執ることを求めることができる。

3 公社は、公社が前項の措置を求めたときは、公社と協議の上、公社からその料金の支払があつた旨の通知を受けるまで、六月間に限りその加入電話の通話を停止することができる。

第四十三条の四中「且つ」を「かつ」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第四十七条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「三種」を「二種」に改め、同項第二号中「先だつて」を「先立つて」に改め、同項第三号を削り、同条第三項を削る。

第五十五条の六中「但し」を「ただし」に、「通信省令」を「郵政省令」に改める。

第五十五条の八中「且つ」を「かつ」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 警察法による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙(その発行部数が公社が郵政大臣の認可を受けて定める数以上であるものに限り)を発行する新聞社、放送事業者(電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。若しくはこれらにニュース若しくは情報(広告を除く)を供給することを主たる目的とする通信社の事業のための専用設備たる回線の専用の料金は、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の専用設備たる回線の専用の料金より低く定めることができる。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「責」を「責め」に、「誤」を「誤り」に、「問合せの取扱」を「問い合わせの取扱」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「責」を「責め」に、「附加」を「付加」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第九号までを削り、同項第九号の二中「責」を「責め」に、「第百九条第一項第五号の二」を「第百九条第一項第四号」に、「附加」を「付加」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「場合において、その旨を電報取扱局の下に」を「電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七條の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八條第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。」を加え、「第百九条第一項第六号」を「第百九条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号を同項第六号とし、同項第十二号を同項第七号とし、同項第十三号中「場合の外」を「場合のほか」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「前項第十三号」を「前項第八号」に、「定」を「定め」に改める。

改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「前項第十三号」を「前項第八号」に、「定」を「定め」に改める。

第百八条の二中「除く外」を「除くほか」に、「通信省令」を「郵政省令」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第百九条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「誤」を「誤り」に、「問合せの取扱」を「問い合わせの取扱」に改め、同項第三号中「附加」を「付加」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第五号の二中「附加」を「付加」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「場合の外」を「場合のほか」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「前項第七号」を「前項第六号」に、「定」を「定め」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第68条関係)

第1 通常電報料

料 金 種 別	料 金	額
通常電報料		
基本料	和文25字まで	300円
累加料	和文5字までごとに	40円

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額	
	事務用	住宅用
1 度数料金局に収容されている加入電話に係るもの 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）		
1 級度数料金局	一加入電話ごとに月額 1,400円	1,000円
2 級度数料金局	〃 1,700円	1,200円
3 級度数料金局	〃 2,000円	1,400円
4 級度数料金局	〃 2,300円	1,600円
5 級度数料金局	〃 2,600円	1,800円
2 定額料金局に収容されている加入電話に係るもの		
イ 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）		
1 級定額料金局	一加入電話ごとに月額 950円	550円
2 級定額料金局	〃 1,100円	650円
3 級定額料金局	〃 1,250円	750円
4 級定額料金局	〃 1,400円	850円
5 級定額料金局	〃 1,700円	1,000円
6 級定額料金局	〃 2,150円	1,300円
7 級定額料金局	〃 2,700円	1,600円
ロ 構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）		
1 級定額料金局	一加入電話ごとに月額 1,500円	900円
2 級定額料金局	〃 1,700円	1,050円
3 級定額料金局	〃 1,950円	1,200円
4 級定額料金局	〃 2,150円	1,350円
5 級定額料金局	〃 2,600円	1,550円
6 級定額料金局	〃 3,300円	1,950円
7 級定額料金局	〃 4,050円	2,400円
備考		
1 住宅用とは、加入電話加入者（法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。）が専ら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。		
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。		

第3 通話料(加入電話から行う通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
1 度数料金局に収容されている加入電話に係るもの	
イ 自動接続通話方式による通話に係るもの	
(1) 区域内通話料	3分までごとに 10円
(2) 隣接区域内通話料	80秒までごとに 10円
(3) 区域外通話料	次に掲げる秒数までごとに 10円
区域外通話地域間距離	
20キロメートルまで	80 秒
30 〃	38 秒
40 〃	30 秒
60 〃	21 秒
80 〃	15 秒
100 〃	13 秒
120 〃	10 秒
160 〃	8 秒
240 〃	6.5秒
320 〃	5 秒
500 〃	4 秒
750 〃	3 秒
750キロメートルを超えるもの	2.5秒
ロ 手動接続通話方式による通話に係るもの（自動接続通話方式によるもの）	2に掲げる料金額と同額

る通話ができる電話への通話に係るものを除く。)		第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話		左記以外のもの	
2 定額料金局に収容されている加入電話に係るもの		3分まで	3分を超える1分までごとに	3分まで	3分を超える1分までごとに
イ 普通通話料					
(1) 区域内通話料(市内通話以外の通話に係るもの)		15円	5円	10円	3円
(2) 隣接区域内通話料		18円	6円	12円	4円
(3) 区域外通話料					
区域外通話地域間距離					
20キロメートルまで		18円	6円	12円	4円
30 "		45円	15円	39円	13円
40 "		60円	20円	45円	15円
60 "		75円	25円	60円	20円
80 "		105円	35円	60円	20円
100 "		135円	45円	75円	25円
120 "		150円	50円	90円	30円
160 "		195円	65円	105円	35円
240 "		225円	75円	135円	45円
320 "		300円	100円	165円	55円
500 "		405円	135円	225円	75円
750 "		510円	170円	300円	100円
750キロメートルを超えるもの		690円	230円	390円	130円
ロ 至急通話料				普通通話料の2倍	
ハ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料		普通通話料と同額		普通通話料の2倍	

備考

- 1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに
イ その電話機(第36条に規定する附属的なものを除く。以下同じ。)の数が2個である場合	48,000円
ロ その電話機の数が3個以上である場合	16,000円
3 集団電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)	一加入電話ごとに 80,000円

第5 公衆電話料(公衆電話から行う通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの	
イ 区域内通話料	
(1) 公社が指定した公衆電話から行う通話に係るもの	3分まで 10円
(2) その他の公衆電話から行う通話に係るもの	3分までごとに 10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに 10円
ハ 区域外通話料	第3の1のイの(3)に掲げる料金額と同額
2 手動接続通話方式による通話に係るもの(その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。)	

イ 公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行う通話に係るもの

- (1) 市内通話料
(2) 市外通話に係るもの

ロ その他の公衆電話から行う通話に係るもの

- (1) 市内通話料
(2) 市外通話に係るもの

(イ) 普通通話料

- ① 区域内通話料
② 隣接区域内通話料
③ 区域外通話料

区域外通話地域間距離

20キロメートルまで

30 〃

40 〃

60 〃

(ロ) 至急通話料

(イ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料

1度数ごとに 10円
第3の2に掲げる料金額と同額

1度数ごとに 10円
第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話

3分までごとに 10円

10円 10円

10円 10円

10円 10円

40円 30円

40円 40円

70円 40円

普通通話料と同額 普通通話料の2倍

普通通話料と同額 普通通話料の2倍

備考

- 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。
- 公社は、郵政省令で定めるところにより、公衆電話ごとに、この表の1のイの(1)若しくは(2)又は2のイ若しくはロのいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置を執るものとする。

附則別表

料 金 種 別	料 金 額	
	事務用	住宅用
1 度数料金局に収容されている加入電話に係るもの 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）		
1 級度数料金局	一加入電話ごとに月額 1,050円	750円
2 級度数料金局	〃 1,270円	900円
3 級度数料金局	〃 1,500円	1,050円
4 級度数料金局	〃 1,720円	1,200円
5 級度数料金局	〃 1,950円	1,350円
2 定額料金局に収容されている加入電話に係るもの イ 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）		
1 級定額料金局	一加入電話ごとに月額 810円	480円
2 級定額料金局	〃 930円	560円
3 級定額料金局	〃 1,060円	630円
4 級定額料金局	〃 1,180円	710円
5 級定額料金局	〃 1,430円	860円
6 級定額料金局	〃 1,810円	1,080円
7 級定額料金局	〃 2,250円	1,350円
ロ 構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）		
1 級定額料金局	一加入電話ごとに月額 1,250円	750円
2 級定額料金局	〃 1,430円	870円
3 級定額料金局	〃 1,620円	1,000円
4 級定額料金局	〃 1,810円	1,120円
5 級定額料金局	〃 2,180円	1,310円
6 級定額料金局	〃 2,750円	1,620円
7 級定額料金局	〃 3,370円	2,000円

備考

- 1 住宅用とは、加入電話加入者(法人たるもの及び公衆電気通信法第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。)が専ら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。
- 2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、昭和五十一年六月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
この法律の施行の際現に、料金を支払わないことを事由として改正前の公衆電気通信法(以下「旧法」という)第四十二条第一項の規定により期間を定めて通話を停止されている加入電話については、その料金が支払われるまでその定めた期間通話を停止するものとする。
- 3 この法律の施行の際現に旧法第四十三条の規定により国際通話の取扱いの停止をされている加入電話に関する改正後の公衆電気通信法(以下「新法」という)第四十三条の規定の適用については、同条第二項中「前項の規定による国際通話の取扱いの停止後」とあるのは、「この法律の施行の日以後」とする。
- 4 この法律の施行前に生じた事由に基づく料金の返還又は損害賠償の請求で予約通話に係るものについては、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の日から昭和五十二年三月三十一日までの間における電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)の額は、新法別表の第2の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。
- 6 加入電話から行う自動接続通話方式による通話に係る料金については、新法別表の第3の1のイの規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて日本電信電話公社(以下「公社」という)が定める基準に従い、この法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内で加入電話ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。
- 7 公衆電話から行う自動接続通話方式による通話に係る料金については、新法別表の第5の1のハの規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて公社が定める基準に従い、この法律の施行の日から起算して四月を超えない範囲内で電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

前の例による。

- 8 この法律の施行の日(附則第六項又は前項の規定により従前の例によるものとされる料金にあつては、それぞれ附則第六項又は前項の規定により公社が指定する日の翌日)前に支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。
- 9 公衆電気通信法の一部を改正する法律の一部(公衆電気通信法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

理由

最近における経済事情及び日本電信電話公社の公衆電気通信事業の経営状況の推移にかんがみ、その財政基盤の確立を図るため、電報電話に関する料金を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を「第八章 預金者に対する貸付け」に改める。
- 第四章 郵便貯金振興会
- 第四条を次のように改める。

第四条(施設の設置) 郵政大臣は、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。

前項の施設は、会議、集会及び展示のための設備その他多数の者の利便を図るための設備を備えて、広く国民の利用に供される施設とする。

第九章 郵便貯金振興会

第六十九条(目的) 郵便貯金振興会は、郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行並びに第四十一条の施設の運営を行うことにより、郵便貯金の普及に寄与することを目的とする。

第七十条(法人格) 郵便貯金振興会(以下「振興会」という)は、法人とする。

第七十一条(数) 振興会は、一を限り、設立されるものとする。

第七十二条(名称) 振興会は、その名称中に郵便貯金振興会という文字を用いなければならない。

第七十三条(登記) 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第七十四条(登記の後でなければならぬ事項) 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければならぬ。

第七十五条(民法の準用) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、振興会について準用する。

理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事

第八十九条(定款及び業務方法書の変更) 振興会
は、定款又は業務方法書を変更しようとするとき、

で貸し付け、又は譲与することができる。
当該施設の運営（当該施設における国有財産

規定は、振興会の解散及び清算について準用する。

(罰則)

第九十八條 第九十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第九十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十三條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十八條第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十四條の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

五 第九十七條第三項において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第九十七條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第七百條 第七十二條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団法人郵便貯金振興会からの引継ぎ)

第二條 昭和四十四年十二月一日に設立された財団法人郵便貯金振興会(以下「財団法人」という。)は、寄附行為で定めるところにより、振興会の発起人に対し、振興会において財団法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

振興会の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、郵政大臣の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、財団法人の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時に於いて振興会に承継されるものとし、財団法人は、その時において解散するものとする。この場合には、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

前項の規定により、財団法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(経過規定)

郵便貯金振興会

郵便貯金法

(法人税法の一部改正)

第六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

郵便貯金振興会

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「及び日本勤労者住宅協会」を、「日本勤労者住宅協会及び郵便貯金振興会」に改める。

第七百一條の三十四第六項及び第七百一條の四十一第一項の表の第二号中「法人」の下に「これに準ずる法人で政令で定めるものを含む。」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第八條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 法令の定めるところに従い、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設

第三條 この法律の施行の際、現にその名称中に郵便貯金振興会という文字を用いている者については、改正後の第七十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四條 振興会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第九十條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中輸出組合の項の前に次のように加える。

別表第二第一号の表中輸出組合の項の前に次のように加える。

を設けること。

十八の三 法令の定めるところに従い、郵便貯金振興会を監督すること。

第九條中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 郵便貯金振興会に関すること。

理 由

郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けるとともに、郵政大臣の認可を受けて設立される法人にその施設の運営を委託する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に
関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関
する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を
次のように改正する。

第七條第二項中「売さばき手数料」を「売りさば
き手数料」に、「売さばき人」を「売りさばき人」に、

「左の」を「次の」に、「これ」を「超え」に、「百分の
七」を「百分の九」に、「百分の六」を「百分の八」に、

「百分の二・五」を「百分の四」に改め、同条第三項
中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「五千円に
満たない場合」を「一万円に満たない場合又は当該
月に同項の規定による買受けをしなかつた場合」に、

「その買い受けた郵便切手類及び印紙の月額を五
千円」を「その者が月額一萬円の郵便切手類及び印
紙を買受けたもの」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行
する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及
び印紙売さばき所に関する法律第五條第二項の
規定により売りさばき人が郵政省から買い受け
た郵便切手類及び印紙に係る売りさばき手数料
の支払については、なお従前の例による。

理 由

郵便切手類の売りさばきに関する業務の取扱
の実情にかんがみ、売りさばき人に支払う売りさ
ばき手数料の額を改定する必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

